

月 額 掛 金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保 険 年 齢	性 別	5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
15歳～60歳	男 性	4,500円	3,600円	2,700円	1,800円	900円
	女 性					
61歳～65歳	男 性					900円
	女 性					

※掛金は年齢・性別に関係なく一律です。

※保険年齢とは、加入日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。）

※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の特典

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱いは平成31年2月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保 険 期 間

保険期間は1年間（平成31年6月1日～平成32年5月31日）で、毎年自動的に更新されます。

加入日（効力発生日）

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入（増額）・脱退手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

配 当 金

定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

加入者（被保険者）のみなさまへ

定期保険（団体型）は契約者：沖縄商工会議所、被保険者：当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成31年2月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】



沖縄商工会議所

〒904-0004 沖縄市中央4-15-20
TEL 098-938-8022（代） FAX 098-938-2755

【定期保険（団体型）引受保険会社】



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 沖縄中部営業所

〒901-2213 宜野湾市志真志4-2-2 富士建設ビル3F
TEL 098-898-7723 FAX 098-898-7730

AXA-A1-1903-0209/652

会員事業所のみなさまへ

ハイビスカス共済

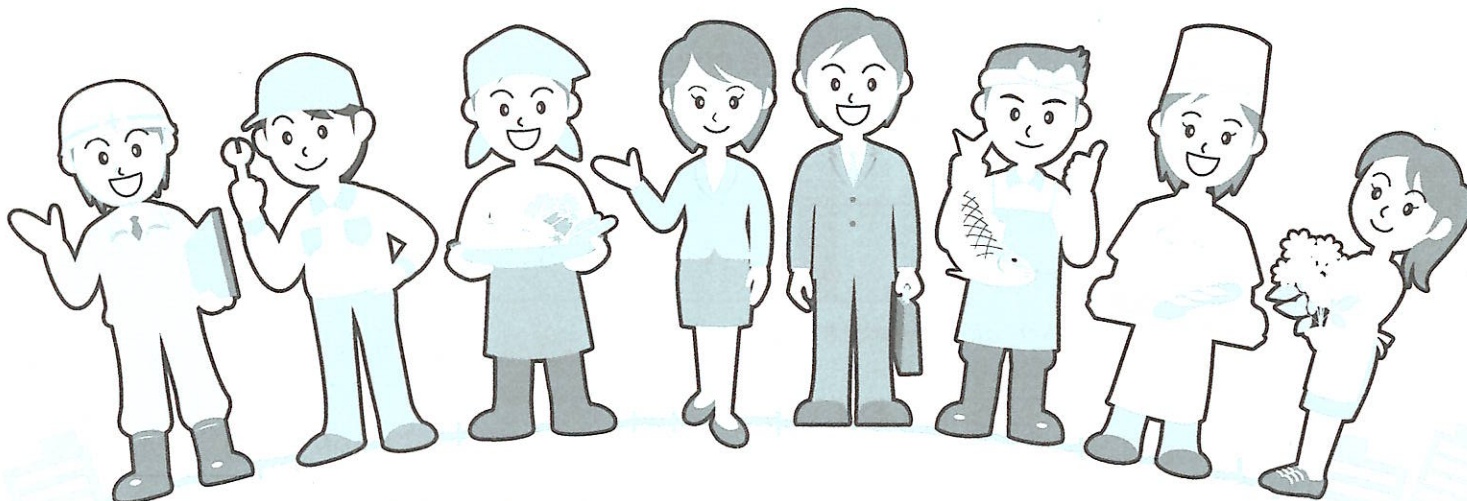
ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
+沖縄商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金制度）

ご 留 意 く だ さ い

沖縄商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険（団体型）*を組み合わせた保障プラン名称がハイビスカス共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず
24時間保障

1年更新で医師の
診査なし

剰余金があれば
配当金も！

商工会議所独自の
給付制度も！

**6大生活習慣病入院一時金
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金**

健康増進に役立つ付帯サービスも
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスののご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



沖縄商工会議所

ハイビスカス共済の内容

保 障 内 容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）+災害保険金＞		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞		250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金＞		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日帰り入院から保障	1日につき 10,000円	1日につき 8,000円	1日につき 6,000円	1日につき 4,000円	1日につき 2,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞		10万円	8万円	6万円	4万円	2万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞		5万円	4万円	3万円	2万円	1万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		25万円	20万円	15万円	10万円	5万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態	7.1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物 ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	悪性新生物 ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮内新生物 ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・ランゲルハンス細胞組織球症
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの	8.1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
2.言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの			
3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	*2 お支払いの対象となるガン		*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病
4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物		・糖尿病 ・心疾患 ・高血圧性疾患 ・脳血管疾患 ・肝硬変 ・慢性腎不全
5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			
6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			

ハイビスカス共済のお取扱い

加入資格・条件

- 沖縄商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超える方は1口までを限度とします。
- 新規加入または増額を申込みれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*4に限りです。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症*5、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、線内腫、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取ください。

沖縄商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容		口数	5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
見舞金	災 害 通 院 見 舞 金 （5日以上通院）	一律	25,000円	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	病 気 入 院 見 舞 金 （5日以上29日までの入院）	一律	25,000円	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	病 気 入 院 見 舞 金 （30日以上入院）	一律	50,000円	一律 40,000円	一律 30,000円	一律 20,000円	一律 10,000円
祝 金	結 婚 祝 金 （加入6ヵ月以上の方が結婚されたとき）	一律 10,000円					
	出 産 祝 金 （加入6ヵ月以上の方が出産されたとき）	一律 10,000円					

- ①沖縄商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- ②災害通院見舞金はケガで5日以上実通院をしたとき、年1回を限度として1口あたり一律5,000円を支給いたします。
- ③病気入院見舞金は5日以上29日以内の継続入院をしたとき、年1回を限度として1口あたり一律5,000円を支給いたします。30日以上継続入院をしたとき、年1回を限度として1口あたり一律10,000円を支給いたします。
- ④結婚祝金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者および配偶者が出産したとき、それぞれ一律10,000円を支給いたします。なお、それぞれ事由発生日が加入後6ヵ月以上の方に限らせていただきます。
- ⑤「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

※詳細は「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

ア ク サ の 付 帯 サ ー ビ ス	アクサ生命の加入者向けサービス
---------------------	-----------------

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

1. 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、ハイビスカス共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

ハイビスカス共済制度見舞金・祝金支給規定

（この規定の趣旨）

この規定は加入者が不慮の事故によって通院した時、または病気の治療を目的として入院した時、それぞれ一定の通院日数、入院日数を超えた場合に見舞金、また結婚をした時に結婚祝金、お子様が誕生した時に出産祝金を支払うことを主な目的とします。

（責任開始期）

第1条 この規定は団体保険（ハイビスカス）共済制度（以下「主契約」といいます。）の加入日（効力発生日）と同時に効力を有します。

（保障期間）

第2条 この規定の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

（失効）

第3条 主契約が効力を失った場合にはこの規定も同時に効力を失います。

（見舞金の支払）

第4条 会議所は、加入者がこの規定の保障期間中に次の各号のいずれかに該当した場合に、年1回を限度として、その加入者について定められた額の見舞金を支払います。

（1）不慮の事故を原因として、5日以上通院した時は、その一事故につき1口につき一律5,000円とする。

（2）①病気の治療を目的として、5日以上29日以下の入院の時は、1口につき一律5,000円とする。

②病気の治療を目的として、30日以上入院の時は、1口につき一律10,000円とする。

（結婚祝金・出産祝金の支払）

第5条 会議所は、加入者がこの規定の保障期間中に下記事項に該当した場合にその加入者について定められた額の結婚祝金、出産祝金を支払います。

2. 給付要件

（1）加入日（効力発生日）後、6ヶ月経過していること。

3. 給付額

（1）加入者が結婚した時は、一律10,000円とする。

（2）加入者またはその配偶者が出産した時は、一律10,000円とする。

（見舞金の請求手続）

第6条 加入者は、第4条に規定する見舞金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会議所に通知していただきます。

2 見舞金の受取人は会議所に次の書類を提出して見舞金を請求していただきます。

・ハイビスカス共済お祝金・お見舞金請求書。

・病院の診断書・入院証明書・領収書、通院・入院の開始及び終了日が記載された原本、又はその写しで給付対象となることが証明できる書類。

3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

（結婚祝金・出産祝金の請求手続）

第7条 加入者は、第5条に規定する結婚祝金、出産祝金の支払事由が生じたことを知った場合は、すみやかに会議所に通知していただきます。

2 結婚祝金、出産祝金の受取人は会議所に次の書類を提出して祝金を請求していただきます。

・ハイビスカス共済お祝金・お見舞金請求書。

・結婚祝金は証明書として婚姻受理証明書、戸籍謄本または抄本のいずれかの写し。

・出産祝金の証明書として母子健康手帳（出生届出済証明掲載頁）、出生届受理証明書、出生届け出後の同居家族全員の住民票または戸籍謄本のいずれかの写し。

3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

（見舞金・結婚祝金・出産祝金を支払わない場合）

第8条 会議所は、加入者が第4条、第5条の規定に該当した場合であっても、次の各号による時は、見舞金・結婚祝金・出産祝金を支払いません。

（1）請求時に継続加入中でないとき。

（2）支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていないとき。

（3）事業主または加入者の虚偽の申請によるとき。

（4）見舞金受取人の故意によるとき。

（5）結婚・出産祝金受取人の虚偽の申請によるとき。

（時効）

第9条 見舞金を請求する権利は、その支払事由が生じた時（発生日を含む）から3年間請求がない場合には消滅します。

2 結婚祝金を請求する権利は、婚姻届け提出後、1年間請求がない場合には消滅します。

3 出産祝金を請求する権利は、出生届け提出後、1年間請求がない場合には消滅します。

（その他）

第10条 この規定に別段定めがない場合にはその都度協議します。

附 則

（実施の時期）

1. 本規定は、平成26年6月1日から施行する。

生命共済制度【定期保険（団体型）】 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ず確認のうえ、お申込みください。

この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特に注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご照会ください。

契約概要

- 各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取り扱い、満了年齢などが異なります。
- 具体的なお契約内容（保障内容・保険料・付加される特約など）および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。お申込みの際には、この「重要事項説明書（契約概要）」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

- 商品の名称 定期保険（団体型）入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
- 商品のしくみ 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体（商工会議所・商工会）を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【しくみ図 例】



- 主契約のお支払事由 死亡保険金……保険期間中に加入者（被保険者。以下同じ。）が死亡したとき。
高度障害保険金……保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
※死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
※定期保険（団体型）入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約のお支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お払方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。
- 配当金 この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金 この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問合わせいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

（ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険（団体型）への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約（変更前契約。付加されている特約を含みます。以下同じ。）を定期保険（団体型）契約（変更後契約。付加される特約を含みます。以下同じ。）に変更することができます。

- ・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
- ・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
- ・告知義務、告知義務違反による解除および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
- ・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日（責任開始期。以下同じ。）以後変更後契約の効力発生日前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院とみなします。
- ・加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発病したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。

注意喚起情報

■お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険であり、お申込みの撤回など（クーリング・オフ）の適用はありません。

■告知について

○告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。

○告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金などをお支払いできないことがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。なお、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあります。

○アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことになりません。加入者ご自身がアクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）

○アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、請求内容などについて確認させていただく場合があります。

■効力発生日（責任開始期）について

○加入申込日（告知日）と効力発生日（責任開始期。以下同じ。）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

○生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができません。

○お支払事由に該当しない場合

効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など

（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）

・効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

○免責事由に該当した場合

効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金など受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合

（災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金）

・契約者または加入者の故意または重大な過失 ・保険金などの受取人の故意または重大な過失

・加入者の犯罪行為 ・加入者の精神障害を原因とする事故

・加入者の泥酔の状態を原因とする事故

・加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

・地震、噴火、または津波 ・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金など受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱いとなり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■払戻金について

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

○保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

○お支払事由、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

（ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/>）

○保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする！

新・アクサの付帯サービス

生命共済制度[定期保険(団体型)]専用の新しいサービスが4つ追加されました

NEW
1

ストレスチェック機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介*1いたします。
50人未満の企業さまも受診可能です。
さらに割引価格*2でご案内いたします。
厚生労働省の定める57項目のストレスチェックも実施できます。
読めばすべて理解できる！
ストレスチェックのご担当者をフォローするコンテンツもあります。

- *1 各機関に対してストレスチェックの予約取次まで行います。
- *2 各機関によっては通常価格のご案内となります。
- ※安全配慮義務の要件を満たすためには、本サービスに加えて、事業場に設置されている安全衛生委員会や選任された産業医と連携する必要があります。



NEW
2

メンタルサポートサービス 電話によるカウンセリング



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が
電話を通じてカウンセリングを提供し、
心の問題を早期に解決するサポートをします。
企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として
幅広く利用されています。
企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。
※「メンタルサポートサービス」のみでは安全配慮義務を果たすことはできません。



NEW
3

禁煙外来紹介サービス Web・お電話でご紹介



全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。
各医療機関の禁煙成功率など、
本サービスのご利用者だけが得られる情報もあります。
喫煙者の禁煙中フォローだけでなく、
受動喫煙者向けの啓発コンテンツも多数あります。



NEW
4

健診機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介*3いたします。
MRI・乳がん検診などのオプション検査も受診可能です。
さらに割引価格*4でご案内いたします。
気になる症状からおすすめの検診を検索でき、
健診後はWebコンテンツでフォローいたします。

- *3 医療機関に対して健診の予約取次まで行います。
- *4 医療機関によっては通常価格のご案内となります。



ご利用方法等の詳細については、生命共済制度[定期保険(団体型)] ご加入後にご案内いたします。

こちらのサービスも従来通りご利用いただけます

健康電話相談サービス 専門の相談員が24時間対応 相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、夜間・休日に受診できる医療機関や女医情報、専門医情報など医療機関情報もご提供いたします。

- 気になる症状について
- ストレス・ちょっとした心の悩み
- 介護の悩み・疑問について
- 応急処置について
- 妊娠・出産・育児の悩み
- 検査結果でわからないことについて
- 女医さんにかかりたい など…



最近、頭痛がひどいけど病気かな？



夜間に急な発熱！
診察してもらえる病院は？

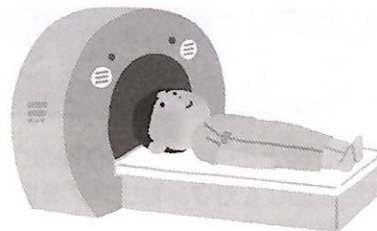
株式会社ウェルネス 医療情報センター 24時間365日受付 **0120-456-830**

人間ドック・PET検診サービス 無料で予約代行 優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合う施設を全国の提携施設から優待価格*5でご案内いたします。
日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。
*5 一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

株式会社ウェルネス 医療情報センター 平日 9:30~17:30 **0120-456-840**

ご利用資格 生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。
(「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

- ・「ストレスチェック機関紹介・取次サービス」、「禁煙外来紹介サービス」、「健診機関紹介・取次サービス」、「健康電話相談サービス」、「人間ドック・PET 検診サービス」は株式会社ウェルネス 医療情報センターが、「メンタルサポートサービス(電話によるカウンセリング)」はティーベック株式会社が提供します。
- ・「アクサの付帯サービス」は、アクサ生命がご提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- ・当サービスは、いずれも各サービス提供会社が直接提供いたします。サービス提供を受けた結果、万一損害などが発生してもアクサ生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ・サービスの内容は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・個人情報の取り扱いについて
ご利用いただいた方のお名前・ご住所・お電話番号などは、サービス提供会社よりアクサ生命に連絡される場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、サービス提供会社より連絡を受けた個人情報は、サービスの維持・品質向上を目的とした利用状況の把握とご利用資格の確認以外の目的に使用することはありません。



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金 1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)